

令和7年度札幌市働き方改革テレワーク導入補助金交付要綱

令和7年4月30日
経済観光局長決裁

(通則)

第1条 令和7年度札幌市働き方改革テレワーク導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱の定めによる。

(目的)

第2条 この補助金は、在宅勤務をはじめとするテレワークの導入に取り組む市内中小企業等に対して導入に係る経費を補助することにより、多様な働き方の実現、企業のビジネス環境強化を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第6条に規定する補助対象者が実施する情報通信技術（ICT）の活用による在宅勤務等の導入に係る取組とし、新たな環境整備及び既存環境の拡充を図るものとする。

なお、別表1に示す事業については補助対象事業としない。

- 2 事業実施期間の開始日は、交付決定日とする。
- 3 事業実施期間の終了日は、交付決定日の10週間後の日付か、令和7年12月12日（金）のいずれか早い日付とする。ただし、次項に規定する必要日数以上の在宅勤務等を実施した場合は、早期に繰り上げることができる。なお、事業実施期間は少なくとも1カ月間を確保すること。
- 4 専門家派遣枠で交付申請を行う場合は、併せて第4条に規定する専門家派遣によるコンサルティング支援を受けること。
- 5 事業実施期間中に、次の表に規定する必要実施日数に経費を計上する在宅勤務等の実施者数を乗じた日数以上の在宅勤務等に終日取り組むものであること。なお、個人分の経費計上が無い場合には、経費を計上する在宅勤務等の実施者数は1とみなす。

募集時期	1人あたり必要実施日数
通常申請枠・ 専門家派遣枠(共通) (事業終了：12/12)	6日

- 6 在宅勤務等の実施者は札幌市内の事業所に勤務し、雇用保険に加入する労働者であること。ただし、代表者（複数設置している者はその全て）と同居する者を除く。
- 7 実施結果報告書の提出時までには、在宅勤務をはじめとするテレワークに関する就業

規則又は勤務規程を整備し、労働基準監督署あてに届出を行うこと（従業員が10人未満の中小企業等においても届出を必須とする）。

（専門家派遣）

第4条 専門家派遣は、市内中小企業等のテレワーク導入に係る取組みに対して、社会保険労務士や中小企業診断士、ITコーディネーター等の専門家を派遣することで、課題整理やアドバイス・提言、情報提供等のコンサルティングを行うことを目的とする。

- 2 専門家派遣の申込があった場合において、第6条に規定する補助対象者（以下「支援事業者」という。）の市内事業所に対して専門家を派遣するものとする。
- 3 札幌市は、前項の専門家派遣を決定するにあたり必要があると認めるときは、申請内容の説明を求めることができる。
- 4 専門家派遣は1支援事業者に対し1年度最大2回（1回あたり2時間程度）を限度とし、その他必要に応じてメールや電話等によるフォローを行う。
- 5 専門家は、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き他に漏らしてはならず、支援事業者の許可なく、業務の履行以外の目的で使用してはならない。
- 6 札幌市は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、派遣決定を取り消すことができる。
 - (1) 法令若しくは本要綱又はこれに基づく札幌市の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 派遣決定後に生じた事情の変更等により、専門家派遣を継続する必要がなくなった場合
 - (3) 専門家派遣に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 支援事業者が、申請時点までの過去1年間において、労働関連法令等に関して重大な違反があることが判明した場合
 - (5) その他、市長が不適当と認める場合。
- 7 札幌市は、前項の規定により派遣決定を取り消す場合は、支援事業者に対して通知するものとする。
- 8 専門家は、派遣先で実施した具体的な支援内容を札幌市に報告するものとする。
- 9 専門家派遣枠で補助金の交付申請をした場合において、支援事業者側の都合で事業実施期間終了日までに市内事業所に専門家の派遣が1度もなされなかった場合は、本申請の補助率等は通常申請枠を適用するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、第6条に規定する補助対象者が支払う第3条に規定する補助対象事業の実施に要する別表2に掲げる経費であって、上限金額の範囲内で市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 前項に規定する経費は、事業実施期間中に支払が完了するものとする。
- 3 消費税額について、提出資料において明記がない場合、経費の額に100/110を乗じた金額を税抜額とみなす。算出されたみなし税抜額に1円未満の端数が生じた場合

は、その端数を切り捨てる。

- 4 消費税について、提出資料等により税込・税別が判別できない場合、原則税込額とみなし、前項の規定を適用する。
- 5 複数人分のライセンスが1つの製品等に含まれている場合、ライセンス数で按分し、個人分経費として計上することができる。算出された個人分経費に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(補助対象者)

第6条 この要綱により補助を受けることのできる者は、別表3に掲げる中小企業等であって、かつ次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 過去に本市のテレワーク導入補助金の交付を受けた事業者ではない。
- (2) 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
- (3) 市内の事業所に交付申請時点において6カ月以上継続雇用している常用労働者が2名以上おり、そのうち1名以上が6カ月以上雇用保険に加入していること。いずれも代表者と同居する者を除く。
- (4) 令和7年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと(代表者が同一の場合、いずれか1社のみ申請可)。
- (5) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
- (6) 市税を滞納している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (11) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
- (12) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (13) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

(補助率等)

第7条 補助率及び上限額、下限額は次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

【通常申請枠】	【専門家派遣枠】
(1) 補助率：2 / 3	(1) 補助率：2 / 3
(2) 上限額：40万円	(2) 上限額：60万円
(3) 下限額：10万円	(3) 下限額：10万円

- 2 補助金の交付額は、第5条に規定する補助対象経費の合計に前項に規定する補助率を乗じた額と、前項に規定する上限額を比較して、これら2つのうち低い額とする。ただし、算出された補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 3 補助金の交付額が第1項に規定する下限額に達しない場合には、その全額を補助対象としないものとする。

(交付申請)

第8条 補助を受けようとする事業者は、札幌市から補助の事務処理を受託した者（以下「事務補助者」という。）を経由して以下の書類を市長に提出しなければならない。なお、事務補助者に提出した日をもって市長に提出した日とみなす。

- (1) 札幌市働き方改革テレワーク導入補助金交付申請書（様式1）
 - (2) 申請経費等内訳書（様式2）
 - (3) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本又は開業届の写し
 - (4) 常時使用する労働者の数が記載された書類等
 - (5) （株式会社及び有限会社の場合）株主名簿の写し又はこれに類する書類
 - (6) 直近の市税の納税証明書（指名願）の原本
 - (7) 在宅勤務等実施者の雇用保険加入が確認できる書類
 - (8) 補助申請経費に関する資料
 - (9) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 事務補助者は、事業者から提出された交付申請書及び添付資料に不備が無いか点検し、不備があると認めるときは、その補正を求めることができる。
 - 3 事務補助者は、第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに確認のうえ、交付に係る意見を付して、市長に提出するものとする。
 - 4 第1項の規定による交付申請書の提出後に申請を取りやめることとした事業者は、補助金交付申請取下書（様式3）を提出すること。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合には、審査のうえ、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは札幌市働き方改革テレワーク導入補助金交付決定通知書（様式4）により、不交付を決定したときは札幌市働き方改革テレワーク導入補助金不交付決定通知書（様式5）により申請者に通知する。
- 3 第1項に規定する交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、以後、この要綱による補助について交付申請を行うことができないものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、同一機器における型番変更等の軽微な変更を除き、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式6)及びその他必要書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部を中止しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業者の代表者や所在地等を変更するとき。
- 2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、計画変更の可否について、計画変更等審査結果通知書(様式7)により、補助事業者に通知する。
- 3 変更後の機器購入費等が当初の申請額を上回る場合も、補助対象経費は増額しない。
- 4 変更後の機器購入費等が当初の申請額を下回る場合は、変更後の機器購入費等を補助対象経費とし、減額後の補助対象経費をもって第7条の規定を適用する。
- 5 第3項及び第4項における補助対象経費の判定は、機器種別の項目ごとに行う。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第9条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全て又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(立入調査)

第12条 市長は、補助対象事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。この場合、補助事業者は当該調査に協力しなければならない。

(実施結果報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を終了したときは、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施結果報告書(様式8)
 - (2) 支出経費等内訳書(様式9)
 - (3) 経費の支出を証明する領収書等
 - (4) 口座名義等を確認できる資料
 - (5) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 前項に規定する実施結果報告の期日は、交付決定日の12週間後の日付か、令和7年12月26日(金)のいずれか早い日付とする。
- 3 前項に規定する期日までに不備の無い実施結果報告書及び添付書類等が提出されない場合は、第16条第1項に規定する交付決定を取り消す事由に該当する。

(補助額の確定及び交付等)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、適

正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、札幌市働き方改革テレワーク導入補助金額確定通知書（様式10）により、不交付を決定したときは札幌市働き方改革テレワーク導入補助金不交付決定通知書（様式5）により補助事業者に通知する。

- 2 前項に規定する審査においては、必要に応じ現地調査等を行う。この場合、補助事業者は当該調査に協力しなければならない。なお、当該調査の際にテレワークの実施状況を確認するため、実施日が確認できる勤務表等を整備すること。
- 3 機器購入費等が決定済の補助対象経費額を上回った場合も、補助対象経費は増額しない。
- 4 機器購入費等が決定済の補助対象経費額を下回る場合は、補助対象経費を減額し、減額後の補助対象経費をもって第7条の規定を適用する。
- 5 第3項及び第4項における補助対象経費の判定は、機器種別の項目ごとに行うものとし、第10条の規定による計画変更の結果、補助対象経費を減額していた場合には、減額後の補助対象経費と比較する。
- 6 第10条の規定による計画変更に係る承認を受けずに支出した経費については、原則、補助対象経費より減額する。
- 7 第1項の規定による通知後、補助金を交付する。

（是正のための措置）

第15条 市長は、前条の規定による実施結果報告の審査により、補助対象事業の成果等が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（交付決定の取消等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を付して返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金申請又は補助対象事業の実施において、不正、虚偽、怠慢、その他不適正な行為があった場合
 - (3) 廃業及び倒産等、交付決定後に生じた事情の変更等により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (4) その他、市長が補助金の交付について不適当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、札幌市働き方改革テレワーク導入補助金交付決定取消通知書（様式11）により通知する。

（加算金及び延滞金の納付）

第17条 市長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令にかかる補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて、補助金等に係る

予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条における加算金の規定に準じた年利で計算した加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 市長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条における延滞金の規定に準じた年利で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（加算金の基礎となる額の計算）

第 18 条 前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 19 条 第 17 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

（帳簿等の整備）

第 20 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（任意様式）を整備し、補助対象事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。

（財産の管理および処分）

第 21 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が終了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、補助対象事業が終了した後も減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業成果の公表・普及等)

第 22 条 補助対象事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業等を行うときは、補助事業者はこれに協力するものとする。

2 補助対象事業の実施期間中又は終了後にアンケート調査や事業周知等を実施するときは、補助事業者はこれに協力するものとする。

(他の補助金との併給調整)

第 23 条 補助事業者がこの要綱における支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる国又は地方公共団体が実施する各種補助金（国又は他の地方公共団体が他の団体等に委託又は補助して実施するもの等を含む。）を受給する場合は、この要綱における補助対象経費と国又は地方公共団体が実施する各種補助金の補助対象経費が重複しない場合について、併給することができる。

(義務の承継)

第 24 条 補助事業者が補助対象事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、承継後の会社等は承継届出書（様式 12）を提出しなければならない。

(その他)

第 25 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経営支援・雇用労働担当部長が定める。

別表1（補助対象としない事業）

以下の事業については補助対象としない。 1. 公営競技に係る事業 2. 公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業 3. その他、市長が不適切と認める事業
--

別表2（補助対象経費及び経費区分における経費上限額等）

経費区分	補助対象経費	経費上限額 (税抜)
事業所分 経費	在宅勤務等の導入に伴い必要となる以下の経費。機器は会社や店舗等に設置するものに限る。	
	(1) 機器購入費（設定費・保守費（1年分まで）を含む）	
	VPNルーター	15万円/台
	NAS（内蔵HDD・内蔵SSD、UPSを含む） （※VPN接続又はリモートデスクトップ接続等と併用して、テレワーク実施者がNASを活用する場合のみ可。）	15万円/台
	UTM（VPNと併用して使用する場合のみ可）	40万円/台
	WOL（遠隔電源操作機器）	10万円/台
	会議設備（会議用モニター（テレビチューナーが内蔵、又はデジタルサイネージ機能付モニターは不可）、Webカメラ、マイク・スピーカー、モニターとPC等を接続するケーブル（ドッキングステーション除く））	計10万円
	(2) 就業規則等整備費（※）	
在宅勤務等の導入にあたっての就業規則及びその他の規定の作成・変更等に係る社会保険労務士への相談及び申請代行委託に要する経費（顧問料、研修費を除く）	計11万円	
（※）第4条に規定する専門家派遣において、就業規則やテレワーク規程の整備について支援を受ける場合、就業規則やテレワーク規程の整備に係る費用について、計上不可である。		
個人分 経費	在宅勤務等の導入に伴い必要となる以下の経費。機器は従業員宅で使用するものに限り、実施者1人につき各1台までとする。（複数の実施者が同一住所に居住している場合は1台まで）	
	(1) 機器購入費（設定費を含む） ・PC（ノート、デスクトップ、タブレット）（上限15万円/台） ・キーボード、テンキー	計20万円/人

<p>個人分 経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マウス、トラックパッド ・DVD又はBlu-rayドライブ ・Webカメラ ・ヘッドセット又はマイク付きイヤホン（上限5千円／台） ・デスクトップPC用モニター（デスクトップPC申請時のみ。上限3万円／台） ・ルーター（LAN、VPN）又はモバイルルーター（上限3万円／台） ・プリンター又はスキャナー（上限4万円／台） ・設定費（上限3万円／合計） ・デスクトップPC用モニターとPC等を接続するケーブル（ドッキングステーション除く） ・画面保護フィルム（端末カバーは不可） ・OSのアップグレード ・PC用内蔵メモリ ・オフィスソフト（上限5万円／台） ・ウイルス対策ソフト及びサービス（1年分まで） <p>(2) ICTサービス利用料（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループウェア ・クラウドストレージ ・リモートデスクトップ ・リモートアクセス ・勤怠管理 ・Web会議 <p>※ 初期費用を含む。 ※ 利用料は1年分を上限とする。</p>	
<p>なお、以下の経費は補助対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等にかかる経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費 2. 消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通経費 3. 食糧費、接待費等の個人消費的経費 4. 水道光熱費、通信費、旅費交通費、修繕費 5. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社及び自社と役員が重複する会社から物品や技術等を調達する場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費 6. 補助事業者が自社（関連会社を含む）の物品や技術等を調達する場合の経費 7. 消費税及び地方消費税相当分 		

8. 振込手数料
9. 買い替えに伴う経費
10. その他市長が不相当と認める経費

別表 3 (補助対象者)

中小企業等	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社（※）及び個人並びに常時雇用する従業員が100人以下の法人等（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人を除く。）をいう。
	<p>ただし、次の各号のいずれかを満たす者は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者 2. 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者 3. 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者 4. 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者 5. その他市長が不相当と認める者

(※) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。なお、中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。